

令和4年度第1回静岡県環境審議会水質部会 会議録

日 時	令和4年11月2日（水） 午後1時30分～午後3時
場 所	W e b会議
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）3名 石川智士、小杉充伸、谷幸則</p> <p>○特別委員（敬称略、五十音順）1名 今井清隆（代理出席）</p> <p>○事務局（県側出席者） 生活環境課長 他</p>
会議内容	<p>1 部会長選出</p> <p>2 河川における環境基準の水域類型の見直しについて</p>
配布資料	<p>次第・出席者名簿</p> <p>【資料1】河川における環境基準の水域類型の見直しについて（諮問）</p> <p>【資料2】河川における環境基準の見直しの考え方</p> <p>【資料3】黄瀬川上流水域等5水域における環境基準の水域類型の見直し</p> <p>【資料4】水域ごとの環境基準達成状況・流域市町等への照会結果</p> <p>【参考資料】河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方</p>

○生活環境課課長代理

少し早い時間ではございますけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和4年度第1回静岡県環境審議会水質部会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、生活環境課長代理の加茂と申します。

よろしく願いいたします。

開会にあたり事務局から御報告申し上げます。

水質部会委員7人中、過半数の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により当部会は成立しております。

なお、本日の会議の議事録は公開としておりますことを申し上げます。

初めに、事務局の大坪生活環境課長から御挨拶を申し上げます。

○生活環境課長

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長の大坪でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

委員の皆様には、日頃から本県の環境行政の推進に御支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

また、本日は御多用にもかかわらず、本年度第1回目の水質部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本年度、環境審議会の委員の改選が行われ、審議会全体では20人の委員のうち、3人の皆様に新たに委員に御就任いただきました。水質部会では、委員5人のうち、2人、特別委員につきましては、1人に、新たに御就任いただきました。今後も委員の皆様方には県内の水質について専門的に御審議いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

さて、本日御審議いただきます内容は、去る9月6日に環境審議会に諮問いたしました、「河川における環境基準の水域類型の見直し」について、今年度は黄瀬川上流など5つの水域の見直しについて御審議いただきます。

御審議に当たりましては、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、本県の環境行政に反映してまいりたいと考えております。

限られた時間での御審議となりますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○生活環境課課長代理

続きまして、水質部会の委員を御紹介いたします。

お手元の次第の次のページ、令和4年度第1回静岡県環境審議会水質部会出席者名簿を御覧ください。

上から順に常葉大学准教授 浅見佳世様は、本日は御欠席でございます。浅見委員には、令和2年から委員に御就任いただいております。

次に、東海大学教授 石川智士様でございます。石川委員には、今年度から御就任をいただいております。石川委員一言御挨拶をお願いいたします。

○委員

皆様初めまして石川です。海洋生物学会に所属しております。専門は資源学と保全学なんですけれども、水質についても水生生物の生物環境、生活環境ということでいろいろ調べて参りますので、そういった観点から皆さんの役に立てればなと思います。どうかよろしく願いいたします。

○生活環境課課長代理 ありがとうございます。

次に、静岡県環境保全協会副会長 小杉充伸様でございます。小杉委員には、令和2年から委員に御就任いただいております。小杉委員お願いいたします。

○委員

静岡県環境保全協会の小杉でございます。引き続き水質部会の委員をやらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境課課長代理

ありがとうございます。

次に、静岡県立大学教授 谷幸則様でございます。谷委員には、平成28年から委員に御就任いただいております。谷委員一言御挨拶をお願いいたします。

○委員

はい。聞こえてございますでしょうか。静岡県立大学の谷幸則と申します。昨年度に引き続き水質部会の方を担当させていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。私は化学と微生物学の両方をやって、トータルで環境保全も含めていろんな水域等で研究していますので、よろしくお願いいたします。

○生活環境課課長代理 ありがとうございます。

次に、常葉大学准教授 山本早苗様は本日ご欠席でございます。山本委員には今年から委員に御就任いただいております。

続きまして、特別委員を御紹介いたします。

静岡県漁業協同組合連合会常任理事 高瀬進様は本日御欠席でございます。高瀬委員には、令和2年から委員に御就任いただいております。

次に、国土交通省中部地方整備局企画部長 八尾光洋様におかれましては、本日は環境調整官 今井清隆様に代理で御出席いただいております。八尾委員には、今年から委員に御就任いただいております。今井様、一言御挨拶をお願いいたします。

○委員

皆さんこんにちは。中部地方整備局の環境調整官の今井でございます。御紹介いただきましたように、本来なら委員で企画部長の八尾が出席するべきところ、所用で私が代理出席でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境課課長代理

ありがとうございます。

なお、事務局職員につきましては、出席者名簿の下段に記載のとおりでございます。

次に議事の(1)、部会長の選出をしたいと思います。静岡県環境審議会条例第5条第3項に基づき、部会長の選出は部会に属する委員の互選によることになっております。委員の皆様、部会長の推薦に関しまして、御意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員

はい。私は谷委員に水質部会の部会長をお願いしたいと考えています。谷委員は環境化学が御専門ということで、環境審議会にも長く御在籍いただいていますので、谷委員が適任であると考えます。

○生活環境課課長代理

はい、ありがとうございます。ただいま、谷委員に部会長をお願いしたいという御意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。恐れ入ります。承諾していただける方は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手を確認)

はい、ありがとうございました。御賛同いただきましたので、部会長は谷委員に決定いたします。

それでは、これからの議事につきましては谷部会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○部会長

はい。今年度も昨年度に引き続きまして、水質部会長を務めさせていただくことになりました。皆さんの活発な御討論をお願いいたします。それでは議事を進めていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

次第の3の(2)についてでございます。令和4年9月6日付で知事から環境審議会会長に「河川における環境基準の水域類型の見直し」について諮問がありました。水質部会はこの件について、環境審議会から付託されており、本日はこの件で審議をいたしたいと思います。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。

ただいまから審議事項について資料を御説明させていただきます。

資料を画面共有いたしますので、しばらくお待ちください。

(資料1)

初めに皆様の事前にお送りさせていただいた資料の中の資料1、こちらが9月6日の環境審議会に諮問した内容でございます。今回は河川のうち、黄瀬川上流水域等5水域における環境基準の類型の見直しについて御審議をいただきたいと思っております。

(資料2)

皆様お手元にあります資料の、資料2、パワーポイントの資料を御確認ください。

はじめに、河川における環境基準の見直しの考え方ということで、御説明させていただきます。

環境基準につきまして、生活環境の保全に係る環境基準ということで、表にありますとおり、pH、BOD、SS、DO、大腸菌数の5項目に環境基準が設定されております。なお、大腸菌数につきましては、令和4年4月1日より大腸菌群数から新たに大腸菌数に変更された新しい指標でございます。

静岡県では令和3年度の環境審議会の答申を踏まえて、水域類型の見直しに係る基本方針を策定しております。こちらの対象とする水域につきましては、常時監視の結果

が連続して5年以上、上位の水域類型の環境基準を達成した水域としております。また見直しの考え方といたしましては、流域市町及び河川管理者の意見を勘案して、水質部会で御審議いただき、見直しを決定するというようになっております。また水質測定結果の取り扱いにつきましては、見直しはBODの75%水質値に基づいて実施をいたします。ただし、その他の項目が継続的に上位の類型の基準に不適合の場合は水質部会で見直しの可否について御検討いただくこととしております。

スライドに示しておりますのが、国の中央環境審議会における水域類型の見直しの考え方となっております。

国では原則として5年以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域、また、連続として10年以上安定して、AA類型の環境基準を満足しているA類型の水域の見直しを行うこととしております。また、見直しは、BODの測定値で行うこととしております。

県内の河川の見直しの状況について、表に示してございます。

上側の表が、国において水域類型の指定をしております、天竜川の下流部における見直しの状況です。平成22年に環境基準の類型指定が河川Aから河川AAに見直されました。こちらにつきましては、平成6年から平成18年にかけて、河川AAの環境基準のBOD75%水質値を満足しております。一方で、その他の項目につきましては、大腸菌群数の平均値が、河川Aの基準を達成していない場合、また河川A基準を達成していても河川AAの環境基準を達成していない場合、両方ございます。

また、下の表が、今回御審議いただく見直し対象の河川の大腸菌群数の状況でございます。黄瀬川上流及び浜川で測定をしている大腸菌群数の平均値ですけれども、いずれも河川B又は河川Aの環境基準を非達成という状況になっております。

これを受けて、事務局では、他県の見直しの状況について調査を行いました。直近10年間で、水域類型の指定の見直しを行った自治体について照会をし、回答をいただいております。

この結果、9都府県が大腸菌群数等のBOD75%水質値を除く項目が、環境基準を非達成であっても、見直しを実施しているという回答を得ました。

続いて新たな微生物の指標である大腸菌数について御説明いたします。

従前、環境基準として用いられておりました大腸菌群数につきましては、環境基準の設定当時から大腸菌数が望ましいと考えられておりましたが、測定技術の問題から、大腸菌群数が環境基準として設定された背景がございました。一方で、水環境中において、大腸菌群が多く検出されても大腸菌が検出されないといった糞便微生物の状態を的確に捉えていない状況が多く見られるということがありました。

それから近年、測定技術が大腸菌数についても確立されてきたということ踏まえまして、令和4年4月1日より大腸菌数が新たな生活環境項目の環境基準として設定されております。

以上を踏まえて、水域類型の見直しについての考え方を整理いたします。

まず従前の環境基準である大腸菌群数の取り扱いですが、国の考え方としても、BODの測定値を基本に検討して、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるという方針がとられております。また、他県におきましても、大腸菌群数が環境基準非達成であっても見直しを実施するという自治体が多数を占めております。また、大腸菌群数が糞便汚染を的確に捉えていない状況が多々見られるということもございますので、これらを踏まえまして、大腸菌群数が環境基準を達成していない水域においても、BOD75%水質値の達成状況をもって、見直しを判断することとしたいと考えております。

また、新たな基準である大腸菌数の取り扱いにつきましては、多くの水域では、本年度より大腸菌数の測定を開始しており、データが蓄積されていないということから、当面の間は大腸菌群数と同様の取り扱いを実施し、大腸菌数のデータが複数年蓄積された段階で、取り扱いについて再度検討するという形にしたいと考えております。

水域類型の見直しの考え方についての御説明は以上になります。

(資料3)

続きまして、資料3、今回の見直し対象の水域の状況について御説明させていただきます。

こちら見直し対象の5つの河川の位置図でございます。

まず初めに、黄瀬川上流水域でございますが、狩野川の支川の黄瀬川のうち、あゆつぼの滝より上流について、黄瀬川上流として、河川Bの類型指定をしております。

見直し案としましては、河川Aに見直したいと検討しております。また表示してある表中には記載がないんですけれども、現在の河川Bの状態、達成期間というものを「直ちに達成」として定めておりますが、見直し案につきましても、上位の水域類型のBODの値を継続して満たしているということで、引き続き「直ちに達成」の達成期間を設定したいと考えております。

こちらの表が黄瀬川上流の環境基準の達成状況を示したものです。網掛けになっている部分が大腸菌群数の環境基準非達成の部分となっておりますが、BOD75%水質値につきましては、河川Aの環境基準を継続して達成しております。

続いて黄瀬川下流水域につきましては、あゆつぼの滝より下流の黄瀬川本流を河川C、達成期間を「5年以内で可及的速やかに達成」として類型指定をしております。

こちらについては、2段階上の河川Aへの見直しを検討しているとともに、達成期間につきましても「直ちに達成」に変更を検討しております。

こちらが黄瀬川下流水域の環境基準の達成状況の推移です。現在、河川Cに類型指定されておりますが、2類型上の河川AのBOD75%水質値の2mg/L以下を継続して達成しております。

続きまして浜川です。浜川は静岡市内を流れる河川で、全域を河川C、達成期間を「直ちに達成」としてございます。

こちらについても、2段階上位の河川AのBOD75%水質値を継続してクリアしているということがございますので、見直し案としては河川A、達成期間は「直ちに達成」にしたいと考えております。

こちらが直近5年間の環境基準の達成状況の推移でございます。BOD75%水質値につきましては、河川Aへの環境基準を継続して達成してございます。浜川については大腸菌数を従前より測定してございますが、大腸菌群数、大腸菌数ともに河川Bの環境基準は非達成という状況でございます。

続いて、瀬戸川下流及び朝比奈川下流水域は2本の河川を1つの水域として類型指定してございます。

瀬戸川は地図の中の左下の方から流れてくる河川なんですけれども、勝草橋から下流の瀬戸川本流、それから瀬戸川の支流の朝比奈川のうち、新横内橋から下流の朝比奈川本流を河川B、達成期間を「5年を超える期間で速やかに達成」という形で類型指定をしております。

こちらの見直し案としましては、河川A、達成期間につきましては、「直ちに達成」に変更したいと考えております。

環境基準の達成状況でございますが、BOD75%水質値につきまして、河川Aへの環境基準を継続して達成しております。

続きまして馬込川上流です。馬込川は浜松市内を流れる河川でございますが、茄子橋より上流の馬込川の本川を河川C、達成期間を「直ちに達成」という形で現在類型指定をしております。

こちらにつきましては、類型指定を河川B、達成期間を「直ちに達成」に変更したいと考えております。

こちらの表が、馬込川上流における環境基準の達成状況でございますが、BOD75%水質値が河川Bの環境基準を継続して達成しております。

先に今後の予定という形で示させていただきましたが、こちらについてはもう一度水質部会を開くということと、今後の河川管理者との協議を経て、令和5年4月1日より新たな水域類型を適用するという流れになってございます。

(資料4)

続きまして、資料4について御説明させていただきます。

こちらは水域ごとの環境基準の達成状況と、流域市町等への照会結果を示しております。環境基準の達成状況につきましては、すでに資料3の表でお示ししておりますが、こちらはグラフになっております。今回、特に細かく説明はいたしませんので、またお手元で御確認いただければと思います。

今回御説明させていただきたいのが、見直しの基本方針の中にもありました、流域市町等への意見照会とその結果についてです。市町等への照会を事務局では2回実施しております。

まず、表の上側の照会ですが、対象を見直し対象の河川の流域市町、それから河川管理者に対して、見直しの賛否及びその理由について照会をしております。

また、その後に見直し対象河川の流域市町に対して、見直し対象河川のBOD75%水質値が改善した要因として、市町で考えているものについて照会をしております。

なお、流域市町への意見照会は各市町の環境保全の担当課に対して実施をしております。

黄瀬川上流の生活環境項目の推移ですが、割愛させていただきます。

5枚目のスライドを御確認ください。

こちらは、黄瀬川上流水域における県の測定地点において、水質が改善した要因として考えられるものについて、沼津市、御殿場市、裾野市から御回答をいただいております。

内容としましては、流域への下水道の整備であるとか、排水を出す事業者に対して、排水基準を守るように協定を結ぶであるとか、合併処理浄化槽の普及の推進のための補助金の導入といったことを、流域市で取り組みされております。

次のスライドが見直しへの賛成及び反対の意見なんですけれども、黄瀬川上流につきましては、御殿場市が見直しに反対をしております。

この理由としましては、市独自の調査地点でBOD75%水質値の基準超過がみられるということ、それから上流に工業団地を作る計画があつて誘致状況によっては水質に影響を与える恐れがあるということを理由として挙げてございます。

こちらのグラフでお示ししたのが、御殿場市の水質の測定結果で、県の測定地点が右の図のところの一番下のあゆつぼの滝というところで、そこと比べるとかなり上流の3地点で、御殿場市が独自に測定をしております。このうち明治橋という橋で測定してい

る水質結果が、見直しを行った場合に河川Aの環境基準をクリアしないという状況が確認されております。

こちらが環境基準非達成となる要因として御殿場市が示しているものです。御殿場市は黄瀬川のかなり上流域ということで、そもそも水の量が少ないところに事業所が比較的多く立地しているため、排水の量が相対的に多くなって河川の水質に影響を与えてしまうのではないかという意見が示されています。

市としては、県と協力して事業所の立ち入りを実施したり、市独自で事業所の排水の測定を実施し、排水の状況を監視しているといった取り組みをしております。

続いてもう一つの反対意見でございました、工業団地の造成計画ですけれども、流域に2ヶ所、板妻南工業団地3期事業及び4期事業というところで、3期事業につきましては、入る業種が清涼飲料水製造業であるとか、自動車運送業というところまでが決まっておるんですけれども、4期事業については、業種等もまだ決まっていないような状況になっております。

御殿場市としましては、誘致する企業に、公害防止協定を結んで排水が基準を超過しないように求めることとしております。

黄瀬川下流のBOD等の経年値でございますが割愛させていただきます。

続いて表示したスライドが黄瀬川下流における水質改善の要因についてお示したのものになります。

理由としましては、下水道の整備が進むことで、汚濁物質の流入量の減少により水質が改善したという要因を各市町が挙げております。

続いて河川管理者と流域の市町の見直しへの賛否というところですが、黄瀬川下流に関しましては、環境基準を達成しているというところで、特段反対する意見というものは出ておりません。

浜川の環境基準の達成状況ですが、こちらは割愛させていただきます。

浜川の水質が改善した要因について、静岡市の意見としましては、下水道の整備により下水処理人口が市内全体でもかなり多くなっているというところで、汚濁物質の流入量が減少したのが原因ではないかというふうに意見を述べております。

流域市等への意見ということで、浜川につきましては、河川管理者も静岡市ですが、静岡市河川課の河川管理者の立場としては、BODが長期的に環境基準を達成しているため、見直しには賛成という意見をいただいております。一方で、静岡市の環境保全課につきましては、大腸菌数、それから大腸菌群数が基準を達成していないことから、見直しについて反対という意見を示しております。

大腸菌群数と大腸菌数が、環境基準非達成となる要因として、静岡市が挙げているのが、浄化センターの仕組みが古くて、大雨が降ると、未処理の水が直接公共用水域に流入してしまうためではないかと、それから、下水道はかなり整備されてはおるんですけれども、古い家屋等を中心に単独処理浄化槽という古いタイプの浄化槽がまだかなり残っているというところで、そういった浄化槽のある地域で大雨が降ると、浄化槽の水がオーバーフローをして、そのまま河川に流入するということが大腸菌数及び大腸菌群数の環境基準非達成の要因ではないかというふうに推測してございます。

環境基準を達成する取り組みとしては、啓発活動等を市では実施をしているということです。

続きまして、瀬戸川下流及び朝比奈川下流の環境基準の達成状況をグラフで示しておりますが、こちらは割愛をさせていただきます、水質が改善した要因について流域市が示したものを御覧ください。

流域市の焼津市と藤枝市では公害防止協定を事業者と結んで排水基準を超過することがないように要請すること、それから自主測定結果を市に報告するように求めているということであるとか、藤枝市ですと、下水道の整備と、それから合併処理浄化槽への転換、そういったことが水質改善の要因になったのではないかという意見をいただいております。

一方で水域類型の指定の見直しにつきましては、河川管理者は見直しについて賛成という意見を示しておりますが、流域市の焼津市及び藤枝市は見直しに反対の意見を示しております。

どちらの市の理由としましても、各市の独自の測定地点で、BOD75%水質値の基準超過が確認されたというところで、見直しについての反対の意見が出ております。

お示ししておりますグラフが焼津市および藤枝市の独自の測定地点、豊田橋という地点です。下の地図を見ていただくと、右側の当目大橋というのが県の測定地点ですが、地図の左下の豊田橋という上流部分の測定地点において環境基準を達成していません。グラフを見ていただきますと、年によってはBODの75%水質値が10mg/Lといった値が出ているというところで、反対の意見を示しております。

こちらが、環境基準非達成の両市が考えている原因です。焼津市は下水道の整備が進んでいないことと、その地域で合併処理浄化槽への転換が進んでいないこと、藤枝市については、水量が少なくなる渇水期において生活雑排水の影響を受けて環境基準を超過したのではないかというような意見を示しております。

こういった状況を受けて焼津市、藤枝市ともに合併処理浄化槽への転換については、工事費の一部を負担するといったことを実施しているほか、県が実施する水質関係の事業所への立ち入りに市が同行して、事業者に対して指導をしているといった取組が示されています。

続いてお示ししておりますのが、馬込川上流の環境基準の達成状況ですがまた各自御確認いただければと思います。

馬込川につきましては流域市が浜松市1市でございますが、下水道の整備が進んだことで、汚濁物質の流入量が減少したことが、水質が改善した主な原因ではないかという意見をいただいております。

流域市それから河川管理者からの意見ですが、馬込川上流につきましては、流域市、河川管理者ともに見直しに対する反対意見については出ておりません。

見直し対象の5水域の水質やその周辺の状況について御説明をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございました。では、今の御説明を受けて、御意見、御質問等があればお願いいたします。

○委員

すみません。ちょっと教えてください。資料3の最後のページ、今後の予定のところでございますが、令和5年2月に河川管理者との協議と記載がございます。ただいまの資料4の方で照会結果ということで御説明いただいた中の14ページかな、黄瀬川の下流なんですけれども、流域の河川管理者として中部地方整備局の名前が記載されていて、反対の意見はないということなんです、今も事前にこういったことを確認され

て、令和5年2月の河川管理者との協議では何をされるのか教えていただきたいと思ひまして、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局

事務局でございます。今後の予定で示させていただきました河川管理者と協議の部分につきましては、事前に見直しにあたって、御意見は頂戴しておるところではございませうけれども、今後、環境審議会の答申を経て、見直しを実施するに当たって、今のところ審議をしている段階の案というような形ではあるんですけれども、答申を受けたものを、こういった形で見直しをしたいというふうを考えておりますという、最終確認というか再確認というか、そういった形の事務手続きとなっております。

○委員

分かりました。正式なというか、形式上というか、そういったものが、令和5年2月に河川管理者へ協議をされるということですね。

資料4の14ページの国土交通省中部地方整備局とあるのは、これは沼津河川国道事務所の方なのか、中部地方整備局の河川部の方なのか、これはどちらでしょうか。

○事務局

こちらは、中部地方整備局河川部河川環境課様に照会をしています。

○委員

承知しました。では河川環境課の方はこの案件を承知されていて賛成という回答をされているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○部会長

他にございますでしょうか。お願ひいたします。

○委員

はい。ありがとうございます。

どういうふうに進められるか、私ちょっと把握していないんですけども、反対意見なしであった黄瀬川下流及び馬込川上流に関しましては、特段、議論する必要性をあまり感じてなくてですね、これは事務局の提示案でよろしいんじゃないかなと思っております。

ただ、反対意見があった河川に関しては、部会においてその反対意見を解釈して、翌年の2月の河川管理者に対しての協議というのに、何かインプットしなきゃいけないかなというふうに思っていますが、その理解でよろしいでしょうか。

○事務局

先生がおっしゃったとおりで、反対意見があるところもないところについても今回ご審議いただいて、見直しが適当かどうかということを審議していただく場になります。

○委員

ありがとうございます。私個人的な意見としましては反対意見のなかった2河川に関しては了解で、反対意見があった箇所について少しまた議論したいなというふうに思っております。以上です。

○部会長

ありがとうございます。

今の御意見には私も賛同します。黄瀬川の下流域ですね、資料4ページのスライドが11番からですね、下流域のBOD75%値は、過去10年以上、河川Bを達成していると、5年間で河川Aを達成しているということで、BODが最も重要な値ですから、下回っていることが確認できることと、SS、DOも問題なくて基準をクリアとしているということと、反対意見も特段ありませんということで、水質はかなり落ち着いていますので、こちらは議論する余地はないということで、どうでしょうか、何か御意見ございますでしょうか。

片付くところから片付けていきたいと思います。この黄瀬川下流は皆さん特段の御意見はなく、上げるということで、よろしいでしょうか。

(異議無し)

はい、特段の御意見ないということで、黄瀬川下流については今後議論はしないということにいたします。

続きまして、スライドの27から28ですね。ページ数で言うと14ページの馬込川上流につきまして、こちらも反対意見がなくて、BOD値もB類型をかなり下回っているということで、SSもDOも基準を満たしているということで、水質もかなり安定して低い値に止まっているということで、こちらも特段御意見なければ、もうこれ以上は議論しないということでよろしいでしょうか。

(異議無し)

この2件につきましては、事務局案どおりに類型を上げるということで、この部会の結論といたしたいと思います。

問題なのは反対意見があるところをちょっと議論していきたいと思います。

まずは、黄瀬川の上流ですね。資料4の2ページ目、3ページ目に相当いたします。BOD値は、ここが一つ議論が必要な点だと思うんですけど、県測定のあゆつぼの滝のBODを見ますと、確かに河川Aの水質を十分に下回っているということで、県の測定地点では基準を満たしているということになります。SS、DOも問題なく基準をクリアしてますが、反対意見といたしましては、明治橋という、あゆつぼの滝よりも上流部のところがございます、御殿場市が独自で水質測定をしている地点の水質が河川基準Aを満たさないことが数年続いているということになります。

事務局にお聞きしたいんですけど、明治橋でBODが少し超過するということが、例えば水量が、下流の方が増えて、例えば湧き水とか湧水とかが下流部の方が多くて、BODがかなり希釈されてるというふうに考えてよろしいんでしょうか。何か特段ここに排水をする事業所等の何かがあるのかどうか、そこら辺が多分ポイントとなると思うんですが、何かをわかる範囲で教えてください。

○事務局

すみません。事務局です。

湧き水については、大変申し訳ないんですが、今のところ確認が取れていない状況です。ただ、明治橋の上流の諸久保橋と、明治橋より下流側の岩神橋の2地点については、あゆつぼの滝とほぼ同等のBOD値を示しておりますので、湧き水で下流が希釈されているのかどうかというところは、ちょっとはつきりしないところではあるんですが、明治橋付近で流入があるっていうところも否定しきれないのかなというところがございます。

○部会長

ちょっと微妙なところなんですけど、これに関して御意見ある方いらっしゃいましたら、何かコメントありましたら教えていただきたいんですけど、御意見等ございませんでしょうか。

お願いいたします。

○委員

はい。

確かに明治橋のところは高いんですけども、今事務局からお話あったように上流部とその直下の岩神橋でも、値があゆつぼの滝とあまり変わらないということを考えると、河川全体の状態としてはそんなに悪くないのかなというふうに思っています。明治橋のところでも特に高いので何らかの局所的な影響があるというようなことは考えていますので、1点をもって河川全体の水質を評価するよりかは、他の3点を重視する方が妥当なのかなというふうに個人的には思っています。

あともう一つの反対の理由なんですけども、工業団地を誘致する云々っていうのは、今回の見直しとの本質的な議論からとはちょっと違う反対理由ではないかなと思っております。データから判断して、明治橋で何らかの流入があったとしても、直下の岩神橋で数値が下がってるのであれば、環境収容力の範囲内での増加ではないかなというふうに思っておりますし、今回の指定の見直しが今後の水質浄化の方にシフトしていくような方針になっていただければなというふうに個人的には思っております。

以上です。

○部会長

はい。貴重な御意見ありがとうございました。

お願いいたします。

○委員

はい。

私も同様の意見なんですけれども、特に工業団地の造成ですね。4区画ということで、今より区画が倍になる、土地の面積は狭いんですけども、どの程度影響があるかは分からないということで、現状から考えた場合ですね、河川全体で見たら基準を下回ってるというふうに考えてよろしいのではないかと思います。

以上です。

○部会長

私もお二人の意見に賛同いたしまして、上流部からあゆつぼの滝までの水質がほぼ一定であるということを考えれば、全体を考えて、河川Aの環境基準を満たしてるだろう

と見ることができると思います。また工業団地の造成につきましては、逆にこれで水質が悪くなってもらっても困りますので、A類型に上げておいて、それを守っていただく手段をとっていただくということで、黄瀬川上流につきましては、事務局案どおりAに上げるということで、いかがでしょうか。

部会がもう一度ございますので、仮に決めておくということで、また何か新しい情報がありましたら、次回上げさせていただいてもう一度考え直すということもあり得るということで、黄瀬川上流につきましてはAに上げるという方向で話を進めていきたいと考えております。

何か、黄瀬川上流で新しい情報等、必要かどうか、何かございましたら、今おっしゃっていただければ、事務局に調べてもらったりすることができますが、どうでしょうか。

○委員

よろしいでしょうか。

○部会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほどありました河川流量は難しいかもしれないですが、水深や川幅といった流量に関わるようなデータが付随されるとよろしいのかなっていう気がしました。

○部会長

そうですね。希釈効果があるかどうかというのもありますので、もし流量に関する何か情報がイメージできるデータがどこかにありましたら、黄瀬川上流について集めていただければと思います。

よろしいでしょうか。

○事務局

分かりました。次回までに集めるようにさせていただきます。

○部会長

分かりました。お願いいたします。

続きまして、浜川でよろしいですかね。BOD値は2を下回っていますので、Aに相当するBOD値を保っているということですね。DOとSSも大丈夫だと、大腸菌は基準を超過していますが、大腸菌をちょっと加味しますと、これは類型を上げることができませんので、大腸菌群数あるいは大腸菌数については、超過もやむなしということで、浜川について同じ市なんですけど、反対意見が環境保全課で河川管理者である河川課が賛成意見にあるということです。

反対意見といたしましては、こちらもある、大腸菌数と大腸菌群数につきましては、適合していないということですが、こちらは他の河川でもなかなかこれを適合するというのは難しい状況ですが、積極的にBOD値を見て類型を見直そうということが他県で

も国でも推奨されてますので、静岡県としても、こちらを見直さないという理由は特に見当たらないということで、事務局案どおりにこちらも上げたらどうかという私の意見です。

いかがでしょうか。

○委員

私も部会長の御意見に賛成です。静岡市の環境部局の大腸菌数が増えた理由として指摘されてるのが、雨天時に未処理の下水が流れる、大雨時に未処理の水が流れるという形で、一時的なものとして指摘されてますので、それをもって河川全体の類型を見直さないという理由にはなり得ないのかなというふうに思います。また、部会長がおっしゃられたように、他の河川との基準の不整合というのを防ぐためにも今回は事務局の提示した判断基準の見直しの大原則に則ってBODを主に見ていくのがよろしいのではないかなと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。

○委員

私もお二人の意見に賛同いたします。

○部会長

はい。

では、浜川も事務局案どおり上げる方向で、また次回に最終結論を出しますが、こちらも特段考慮する理由もないだろうということで話を進めていきたいと思います。

最後ですが、ちょっとここが私は問題ありだと思うんですが、瀬戸川下流と朝比奈川下流ということで、資料の方が11ページ目からですね。この問題点としては、基準点がですね、当目大橋になってるということなんですね。その水質でこの朝比奈川と瀬戸川の下流域全体の水質の代表として見なしているんですが、13ページの上のグラフを見ますと、確かに当目大橋のBOD値は2を下回っており安定しております。

ただし、藤枝市と焼津市が測定しているBOD値がですね、時として10を超える場合があると、この形もかなり似通ってますので、どちらかが特段何か測定値に偏りがあるということもなさそうだとということで、水質が同じように変動しているようなデータに見えます。

当目大橋につきましては、事務局に最初問い合わせたところ、かなり海水の影響を受けているということで、私はこの当目大橋の水質をもって朝比奈川と瀬戸川の下流域の水質を代表するとは到底思えないですね。

こちらにつきましては、先生方、どういう解釈をしたらいいかっていう、御意見ございますか。

お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

私も部会長と全く同じ意見です。おそらくは汽水もしかしたら海水になってると思います。そうなりますと懸濁物質等は沈降しているでしょうから、この水をもって河川水の代表とするのはちょっと無理があるかな。むしろ豊田橋の水質の方がこの河川を代表しているのではないかというふうに考えています。

○部会長

お願いいたします。

○委員

私も同様で当目大橋は朝比奈川の合流後でありますし、海水の影響もあるということです。ですので、やっぱり豊田橋のところの方が近年測定値が上がってるというような傾向もあるので、当目大橋の1点だけをもって判断するのは危ういと思います。

○部会長

あと何か御意見ございますでしょうか。基本的に委員の3名の意見が一致したということです。このデータを見て類型を上げましようと言うとですね、本会に上げてみてもですね、これどうなんだということで、かなり問題になると思われまして、今日出席されている委員の3人の意見が一致したということです。ですので、ちょっとこちらの類型指定の見直しというのが難しいのではないかというふうに考えています。

水質部会としては、こちらはどういう答申というか、上に上げる意見として、理由だけでよろしいのでしょうか。

今のような理由で、当目大橋の水質がこの両河川の下流域の水質を代表しているとは考えられないと、その理由としては多分、当目大橋の塩分濃度が分かればいいんですけど、そういう何か、もし科学的な根拠があるなら、例えば海水の影響があるんなら塩分濃度の測定値があれば出して、海の影響を大きく受けているとかそういったことは多分示せると思います。どこまで水質部会としては、上げられない理由を出したらよろしいのでしょうか。

○事務局

審議の結果、見直しを見送るという判断もありうるというふうには考えておりますが、谷部会長から御発言があった塩素イオンの濃度については、当日大橋で測定しております。

令和3年度の塩素イオンの濃度は毎月測定していて、月ごとに変動はありますが、一番低い濃度が156mg/Lで、一番高い月ですと14,580mg/Lということで、多い月になりますと、ほぼ海域の塩素イオンの濃度と同等というような月もございまして、月によって変動がありますが、海水が混ざっているという事実は測定のデータから分かっています。

環境基準点についてなんです、なぜ当日大橋が環境基準点になっているかということなんです、国で示している「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」というものがございまして、そこで河川が合流している場合については、合流後の十分混合する地点で、測定するということが処理基準の中で明記されております。

当日大橋につきましては、その合流地点から十分混ざっていると判断できる場所で、安全に採水できる場所が当日大橋ということで、当日大橋を環境基準点として定めて、データを取っているというような状況がございまして。

それともう一点、瀬戸川と朝比奈川の上流部で別の水域にはなりますが、そちらの測定結果のデータがありまして、点線の部分が当日大橋の地点です。豊田橋の上流側の勝草橋のデータはですね、一番下のところに示させていただいている黒い線になるんですけども、そちらの方は、当日大橋よりもさらに低いデータが出ています。それから、朝比奈川の上流部の新横内橋も勝草橋とほぼ同等の値ということで、当日大橋が海水の影響を受けていて、きれいなのかどうかというところが、このデータからだ海水の影響をどう評価していいのかわかるというところが、事務局としてもどうなのかなというところではあります。

それから豊田橋の採水地点についてなんですけれども、市の方で独自にやっているデータではあるんですけども、豊田橋で環境基準非達成の要因として、その周辺が下水道の供用区域でないものですから、生活排水が流入しているのが原因ではないかということで、市からの意見はいただいております。

豊田橋での市の測定データにつきましても、渇水期の冬場の時期にBOD値が高いということで、年6回測定をしているんですけども、渇水期の測定値が高いというデータはもらっております。

以上です。

○部会長

そうなるとなかなか難しいですね。上流部はきれいで、豊田橋ではBOD値が高くなって、当日大橋まで下ると、それなりの水質になるということで、この下流域はどう捉

えるかっていうところなので、なかなかこのデータからだ判断しかねる、私としてはなかなか難しいと思うんですが。

○委員

提示されてる現在のデータをもとに、確実に水質が良くなっているということを断言できるかといえば、できないということになるかと思います。海の影響っておっしゃられてますけども、この部分ですと多分、混合域だと思いますので、塩分濃度も潮の満ち引きでかなり変動してるでしょうし、そうした場合、くさび型の混合なのか強混合かによって、採水した水深によっても数値がすごいぶれると思うんですね。

そういった細かいデータがない中で、先ほど事務局から言われた塩分なのかな、何か数値のぶれていうのも、何を表してるのか、実際、今の段階では評価できないということになると、やはりデータとしては、確実にきれいになってるってことを断言することは、できないのかなというふうに感じました。

○部会長

何か御意見ありますか。

○委員

この新しい図が出てきたところで判断に悩むところがあります。先程の御殿場のような考え方もあるんですが、ちょっとこれは同じにはできないのかなというふうに思っていますが、ではどうするのかというところまでは私も分かりません。

○部会長

積極的に上げようという判断が、多分この部会全体でもできないっていう結論になってしまうんですけど、その場合、事務局としてはどうなりますでしょうか。

○生活環境課長

生活環境課長の坪でございます。いろいろと御審議いただきありがとうございます。

確かに先生方からですね、御指摘いただきましたとおり、合流地点から海まで、これ地図上で言いますと3kmぐらいしかないところなんです。その中で海から遡って1kmぐらいのところ測定しているということで、海水が混じってる、そんなような御意見もあったかなと思いますけども、集められているデータがお示しした内容でしかないものですから、これ以上まだ何か御審議いただけるようなデータが提供できるかどうか、また次回の部会までの間に、御用意いたしまして、そこで何かしら御審議いただくようなそんな段取りで今後進めていっていただきたいなというふうに思っております。

先程事務局から申し上げましたとおり、この水質部会において、上位の類型に引き上げるっていうのがふさわしくないというような御判断であれば、そのような形で答申い

ただくようなこともあると思っておりますので、また事務局の方で何かしら資料を集めた上で御審議いただくと、そんな進め方でお願いしたいと思えます。

○部会長

はい、分かりました。

では、この瀬戸川と朝比奈川の下流につきましては、もう一度事務局の方でデータ等がもしあったら集めていただいて、第2回目の水質部会で、委員の方々に議論いただくということで、こちらについては持ち越しということによろしいでしょうか。私、部会長を仰せつかりましたので、第2回目までに、もしそういう何か評価できるデータがありましたら、前もって御相談していただければ、一緒に考えることができるかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、今日の結論といたしましては、反対意見がない2河川につきましては、基本的には上げるということ、他の反対意見がありますが特段上げない理由もない2河川につきましては、上げる方向で進めるということで、第2回目に結論をするということ、最後に瀬戸川と朝比奈川下流につきましては、結論はペンディングで、今の段階では評価が難しいということで、結論は持ち越しということで、今日の部会は締めさせていただきます。これで事務局よろしいでしょうか。

○生活環境課長

ありがとうございます。

○生活環境課課長代理

事務局の方は、部会長のまとめで、次回の準備をさせていただければと思えます。

○部会長

分かりました。瀬戸川と朝比奈川の何か評価できるデータを次回、委員の方に御提示して、最終結論をいただくということにしたいと思えます。

他の河川は、基本的に上げる方向で進めるということで、次回最終結論、何か特段新しい情報がありましたら、御提示いただければと思えます。

ほとんど結論的なところまで今日進めることができましたので、次回は、そんなには長くはかからないと思えますので、第2回目もよろしくお願いいたします。

もう今日はここで議論も多分出尽くしたと思えますので、ここで締めたと思えます。出された御意見とか確認事項については、事務局におかれましては次回の審議の際に御用意いただくということをお願いいたします。

では全体を通して何か御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

だいたい先生方の御意見は一致したと思いますので、そんなに間違った結論は出していないと思いますので、次回、最終結論に向けまして、再びよろしく願いいたします。

今日は、用意した議事は終了いたしたいと思いますので、どうもご協力ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。本日は長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

○生活環境課課長代理

本日は長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。本日御審議いただきました、「河川における環境基準の水域類型の見直し」につきましましては、次回の水質部会でも引き続き御審議いただく予定でございます。

次回の開催日時につきましては、12月上旬の開催を予定しております。近日中に第2回開催日の日程調整の御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の水質部会を終了いたします。

委員の皆様ありがとうございました。